

簡易型感震ブレーカー及び 自動点灯ライトの無料配付について

地震発生後の電気火災を防ぐためには、強い揺れを感知した際にブレーカーを落とし、電気を自動的に止める「感震ブレーカー」等の設置が有効です。

荒川区では、下記の方を対象として、簡易型感震ブレーカー及び自動点灯ライトの無料配付事業を実施いたします。

ご自宅に配送するとともに、ご希望があれば簡易型感震ブレーカーの設置も行います。いざというときのため、この機会に是非、お申込みください。

対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象となります。

- 65歳以上のみの世帯
- 世帯全員が特別区民税・都民税非課税
- 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯

申請方法

申請用紙に必要事項をご記入の上、本人確認書類をお持ちになり危機管理課（本庁舎3階）またはお近くの区民事務書までお申込みください。郵送での受付も可能です。

あて先：〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

荒川区危機管理課 宛

郵送の場合には、本人確認書類等の写しを同封してください（※）。

【 配付・設置までの流れ 】

① 記入する

申請用紙（ミドリ色）に必要事項を記入する。

※申請書名は世帯主をご記入してください。

② 申請する

危機管理課または各区民事務所へ提出する（郵送可）。

③ 通知が届く

区から、配付決定通知書を送付します。

（審査により対象とならない方には、配付不可決定通知書をお送りします。）

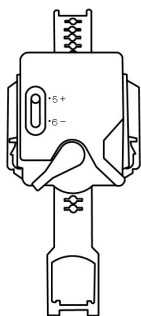
④ 受け取る

順次、事業者からお客様に連絡をした後、お約束させていただいた

日時に、事業者が簡易型感震ブレーカーと自動点灯ライトをご自宅

までお届けにあがります。

⑤ 設置する



申請時に「設置を希望する」を選んだ方には、お届け時

に、事業者が簡易型感震ブレーカーを設置いたします。

「自ら設置する」を選択された方は、ご自身での設置を

お願いします。

※ 申請の際には、本人確認書類（顔写真入りの場合は1点のみ、顔写真無しの場合は2点）が必要となります。

ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問合せください。

お問合せ先：荒川区役所危機管理課 03-3802-3111 （内線 418）

記入例

8年 4月 1日

簡易型感震ブレーカー及び自動点灯ライト配付申請書

荒川区長 殿

簡易型感震ブレーカー及び自動点灯ライトの配付について、裏面の留意事項に同意したうえ、下記のとおり申請いたします。

申請者 (自署)	住所	荒川区 <u>荒川 2-2-3</u>		
	氏名	<u>防災 太郎</u>		
	電話番号	<u>03-3802-3111</u>		
対象区分	☒ 65歳以上のみの世帯 ☐ <u>世帯全員</u> が特別区民税・都民税非課税 ※世帯の所得に関する税務情報を区が利用することに同意します。 ☐ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯 (<u>証明書のコピーを添付してください</u>)			
	該当区分に✓を入れてください。			
世帯構成	氏名	生年月日	続柄	手帳等の種類 (なければ記入不要)
	<u>防災 太郎</u>	<u>S25年9月1日</u>	世帯主	
	<u>防災 花子</u>	<u>S26年3月11日</u>		
		年 月 日		
		年 月 日		
家屋の種類	☒ 持家 ☐ 都営住宅・区営住宅 ☐ 借家・アパート			
訪問設置の希望	☐ 自ら設置する ☒ 設置を希望する			

※1 申請時に、本人確認書類を提示してください(郵送)

※2 1世帯につき1回のみ申請可

■「自ら設置する」方には委託業者がご自宅まで配達します(危機管理課で配付はしません)
■「設置を希望する」方には委託業者が取付に伺います(訪問日時は委託業者が事前にアポを取ります)

受付日	受付場所					
/	危	南	町	尾	日	郵
本人確認書類	1点確認(住所記載のもの)			2点確認(1点は住所記載のもの)		
	免許証・住基カード・個人番号カード 障害者手帳・パスポート・在留カード その他()			資格確認書・介護保険証・年金手帳 社員証・学生証 その他()		



あら坊